資料	18

「道路愛護事業」の協力について

区長をはじめ市民の皆様には、日頃より「道路愛護事業」として市道の清掃や環境美化活動等にご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

「道路愛護事業」は、市民の皆様と行政との協働によって、安全で通行しやすい道路環境を整備するものです。

市では、行政区で行っていただく清掃活動等に対して、ごみ袋や側溝清掃用の土のう袋を配布しているほか、粗大ごみや土のう袋等、地域の集積所に出せないごみを回収しています。

また、わずかではございますが、報償金をお支払いさせていただいております。

令和８年度も、引き続きのご協力、どうぞよろしくお願いいたします。

【事業の流れ】

① 本日の区長会議後、市から事業への協力についての依頼文を、区長宛てに郵送させていただきます。
なお、ごみ袋や土のう袋につきましては、随時、建設管理課（久喜市役所第二庁舎）及び各行政センター総務・人権係窓口にて配布しております。

② 各地区の皆様に、清掃活動を実施していただきます。

③ 年間の清掃活動が全て終了した時点で、区長より報告書を提出していただきます。
ご提出の際は、建設管理課もしくは最寄りの各行政センター総務・人権係へお願いいたします。その後、報償金をお支払いします。

【活動時期について】

活動時期については、市では特段の指定はございません。年間を通じていつでも活動出来ます。なお、酷暑期においては、作業される皆さんの体調も考慮し、その期間は活動日の設定を避けるなど、各行政区のご判断により安全を確保していただくようお願い致します。

○作業をしていただく際に、次のことを是非お願いします。

・暑い日の作業など、無理はせず、体調に留意して実施してください。
・回収したごみは、分別のうえ地域の集積所に排出をお願いします。
・土のう袋は、余裕をもった枚数を配布いたしますので、土砂を入れる量は、袋の半分までを目安にしてください。
・刈草や土砂等の回収物はなるべく袋に入れて一ヵ所に集めて頂くようご協力をお願いします。

【お問合せ先】
久喜市役所　建設管理課　管理係
TEL0480(22)1111　内線 4622